

東税板支発第88号
令和5年11月17日

各位

東京税理士会板橋支部
支部長 鈴木 玲
税務支援対策部

所得税・消費税確定申告無料相談実施について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当支部は、下記のとおり令和5年分所得税・消費税確定申告無料相談を実施いたします。

確定申告無料相談の趣旨をご理解のうえ、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルスは5類へ移行しましたが、引き続き別紙のとおり感染症対策を行うこととしています。

担当者日割表作成の参考にしますので、同封のアンケートに記入の上FAXまたはE-mail（どちらも無い会員は郵送）にて、11月30日（木）までに回答をお願い申し上げます。

敬具

記

I. 目的と対象者

(1) 税理士法第49条の2第2項10号「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務」に基づく税務援助・・・小規模事業者

(2) (1) 以外の社会貢献事業としての税務指導・・・・・・・・任意来所者

※ 本年は受付を原則予約制にしておりますが、無料相談に馴染まない者（内容が複雑等）が有料での相談を希望する場合は、「税理士紹介制度」を利用することとしています。

II. 実施方法

パソコン・一部希望する納税者がいた場合にはその納税者のスマホによる電子申告（国税庁e-Tax使用）を奨励した申告書作成指導を行います。

コロナ感染防止・プライバシー保護の観点から、スマホの操作は納税者ご自身にして頂きます。

なお、納税者による自書作成指導（対面による相談担当）も行います。

Ⅲ. 担当会員と日数

イ. 原則として全会員1日以上担当して頂きます。2日以上の担当も歓迎します。(今年度の割当従事人員 のべ172名)

返信のない場合及び希望日無記入の場合は税務支援対策部に一任されたものとして担当割付を行います。ご病気等やむを得ない理由により担当出来ない場合は、必ず別紙アンケートに理由をお書きください(板橋支部規則第8条の3)。お申出がないとやむを得ない場合に当たるかどうかの判断ができませんのでご注意ください。 なお、70歳以上の方は原則除外なので回答は不要ですが、従事希望の方はアンケートをご提出ください。

ロ. 無料相談担当の種類(対面、パソコン・スマホなど)と担当の希望日などについて別紙アンケートに記入し、ご回答ください。

ハ. 無料相談を初めて担当する会員のための説明会を実施します。該当の会員は是非ご参加ください(交通費支給あり)。

1月11日(木) 13:30~14:30 支部会館

ニ. 専担者ご希望の会員は別紙アンケートにその旨を記入してください。

専担者は、受付等の事務処理を行い、各会場ともに専担者複数体制を予定していますが、状況により対面による相談担当をしていただく場合があります。

原則として会場ごと連続して担当をお願いいたしますが、日程の一部の希望も受け付けます。

また専担者は下記打合せに必ず出席してください(交通費支給あり)。

1月11日(木) 15:00~16:30 板橋税務署4F会議室

ホ. パソコン・スマホ担当者のための研修会を実施します。パソコン・スマホ担当者は下記日程のいずれかに必ず出席してください(交通費支給あり)。

1月17日(水) 14:30~15:30 板橋税務署

16:00~17:00 板橋税務署

1月18日(木) 14:30~15:30 板橋税務署

16:00~17:00 板橋税務署

IV. 会場及び日程

確定申告無料相談

	1/22月	1/23火	1/25木	1/26金	1/29月	1/30火	1/31水	2/1木
下赤塚地域センター	○	○						
常盤台地域センター			○	○				
高島平区民館					○	○	○	○

※相談時間 9時30分～16時00分（昼食休憩1時間以内）

昼食時間は原則12時から13時としますが、状況により前後する場合がありますので、ご協力をお願いします。

集合時刻 8時45分（時間厳守・8時45分より責任者が今年度の変更事項、注意事項等の説明をします）

V. 謝金・交通費

1日あたり 19,140円（税込）

※ 責任者・副責任者・専担者には、謝金の他1日あたり5,000円（税込）の専担手当を支給します。

※ 無料相談の謝金については、適格請求書発行事業者である東京税理士会が仕入税額控除を行うため、従事会員のインボイス登録番号が必要となります（別紙「インボイス登録番号ご提出のお願いについて」参照）ので、別紙アンケートにご記載ください。

VI. 無料相談従事者対象の保険

傷害事故（往復途上を含む）を保障する傷害保険に加入しています。

VII. その他

1月23日（火）は、支部行事の新春講演会（講師：中村太地 将棋棋士八段）及び賀詞交歓会が計画されていることを申し添えます。

なお、希望日は最大限尊重いたしますが、場合によってはご希望にそぐわない日をお願いするかもしれません。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

以上

令和5年11月17日

確定申告無料相談従事会員各位

東京税理士会板橋支部
税務支援対策部

インボイス登録番号ご提出のお願いについて

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、インボイス制度が導入され、適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

確定申告無料相談の謝金については、東京税理士会（以下、「本会」という）から当支部を通じて支払われます。適格請求書発行事業者である本会が仕入税額控除を行うため、各位のインボイス登録番号のご提出にご協力くださいますようお願いいたします。

登録状況について、別紙アンケートにご記入いただき、メールまたはFAXにてご返信くださいますようお願い申し上げます。

※インボイス登録番号については、税理士登録区分に基づきご回答ください。

「開業」→ 自身のインボイス登録番号を回答

「法人社員」→ 税理士法人のインボイス登録番号を回答

「法人所属・開業所属」→ 勤務先の税理士法人又は親税理士のインボイス登録番号を回答

令和5年分 確定申告無料相談担当アンケート

該当する 欄 に✓マークを記入して下さい。(70歳以上の方は原則免除ですが、従事希望の方はご回答ください。)

担当の種類を選んでください(複数可)

- 対面による相談担当
- パソコン・スマホによる相談担当
- おまかせ
- 専担者を希望

【パソコン・スマホの相談担当希望の方へ】

事前研修への参加が必要です。
別紙Ⅲ. ホの日程のいずれかに出席してください。
また、当日の状況等により対面による相談担当をお願いする場合がありますのでご承知おき下さい。

従事日数を選んでください

- 1日のみ希望
- 2日を希望
- 3日以上を希望
- おまかせ

【専担者希望の方へ】

事前打合せへ出席してください。日程は別紙Ⅲ. ニを参照ください。
専担希望日 (月 日 ~ 月 日)
専担希望会場 ()
(可能な限り同一会場の連続した複数日の担当をお願いいたします。)

協力可能日を塗りつぶして下さい。(割付作業の都合上、1日のみを希望する方でも3日以上塗りつぶしをお願いします。)

	1/22月	1/23火	1/25木	1/26金	1/29月	1/30火	1/31水	2/1木
下赤塚地域センター	○	○	/	/	/	/	/	/
常盤台地域センター	/	/	○	○	/	/	/	/
高島平区民館	/	/	/	/	○	○	○	○

【担当できない方へ】

具体的な理由を記載してください
(多忙、出張予定、勤務、感染症予防等は免除する「正当な理由」とはなりません)

【会員名ほか】

氏名 :

事務所所在地 : 板橋区

年齢 :

電話番号 : ()

税理士登録番号・登録区分 : 登録番号 () ・ 開業 法人社員 法人所属 開業所属

インボイス登録番号の有無 : なし ・ あり ⇒ インボイス登録番号 : T

※従事予定会員はインボイス登録番号に関する項目のご記入が必要です。(詳細は別紙「インボイス登録番号ご提出のお願いについて」をご覧ください。)

事務局FAX 3961-9217 E-mail:shibu@itazei.jp
11月30日(木曜日)までにご返信願います。

(別紙) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行されたことによりマスクの着用については個人の判断となっておりますが、本年度の確定申告無料相談におきましては本会作成の「令和 5 年分確定申告無料相談手引」に記載されている「感染症対策」に準拠して、引き続き以下の対策を実施いたします。

会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

1. 署が用意する、せき・発熱等の自覚症状がある方又は体調のすぐれない方の入場を制限する旨のポスターを掲示します。
2. マスクの着用については、従事される会員、来場者ともに個人の判断にお任せします。
3. 定期的に会場の換気、清掃等を行うとともに必要に応じて消毒を行ってください。また、従事される会員の皆様は手洗い・手指消毒を徹底してください。
4. 体調のすぐれない方や発熱している方は業務に従事することができません。税務支援対策部より代替者等の対応策を講じます。
5. 基本的な感染症対策については実施することとし、来場者に対して手指消毒等の協力を案内します。また、パーテーションの設置、検温の実施など具体的な感染症対策については税務署と協議のうえ決定いたします。
6. なお、感染症について、再度の感染拡大により、政府が示す一定の感染防止策を講じても感染が拡大し、実施署の確定申告書作成会場において申告相談が中断せざるを得ないなど、当該業務についても継続が非常に困難な場合やその他障害が発生した場合に、業務の継続可否及び業務中断時の対応について、国税局と本会で協議することとしています。